

市・県民税の申告と所得税の確定申告 早めの準備で正しい申告

ことしも市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認のうえ、最寄りの申告会場へお越しください。また、ことしは2月19日(日)と26日(日)にも、成田税務署特設会場では確定申告書作成のアドバイスと申告の受け付けを、市役所では市・県民税の申告の受け付けを行いますので早めに準備をして、なるべく2月中に申告をしてください。

市・県民税の申告

受け付けは2月1日(水)から
3月15日(水)まで

ことしの1月1日現在市内に住んでいた人で、平成17年中に次に該当する人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成17年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

事業所得などがあつた人
営業・農業収支内訳書を必ず作成し持参してください)・その他の事業での所得や不動産・配当などの所得があつた人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告を)

給与所得者で次のいずれかに該当する人

- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 給与所得以外に所得があつた人
- 平成17年中に退職し、ことしの1月1日現在就職していない人
- 公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人

申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税(農業所得を除く)の申告	
市役所2階 税務課	2月1日(水)~15日(水) (土・日曜日、祝日を除く)
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階 中会議室	2月16日(木)~3月15日(水) (土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)と26日(日)は受け付けします)
保健福祉館	2月21日(火)
豊住公民館	2月22日(水)
久住公民館	2月23日(木)
遠山公民館	2月24日(金)
公津公民館	3月1日(水)
八生公民館	3月2日(木)
中郷公民館	3月3日(金)
受付時間	
午前9時~正午	午前中の受け付けは、混雑状況によって正午前に終了する場合があります。
午後1時~5時	保健福祉館・公民館の受け付けは、午後3時までです。

各会場の受け付けで番号札をお渡ししますので、順番が来るまでお待ちください。また、申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印・割印などの準備をお願いします。

○公的年金などの所得以外に所得があつた人

○扶養控除や社会保険料控除などを所得控除を受けようとする人

その他

市内に住んでいないが、ことしの1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

申告は最寄りの会場です。

申告は、左表のとおり各地区の会場で受け付けします。早めに準備をして最寄りの会場で申告してください。

なお、2月1日(水)から15日(水)までは、市・県民税申告(農業所得を除く)のみ受け付けとなりますのでご注意ください。

申告を忘れると...

今回の申告は、平成18年度分の市・県民税を算出する基礎となります。

ます。申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

市・県民税の申告について、くわしくは税務課 ☎ 20 151(3)へ。



所得税の確定申告

受け付けは2月16日(木)から3月15日(水)まで

所得税の確定申告は、2月16日(木)から3月15日(水)まで、成田税務署特設会場(下図参照)と市役所で受け付けます。ただし次に該当する人は、成田税務署特設会場で申告してください。

- 分譲課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- また、成田税務署特設会場では、2月19日(日)と26日(日)に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

所得税の還付申告

還付申告書は、2月16日以前でも成田税務署特設会場で受け付けていますので、なるべく2月中旬に申告を済ませてください。また、還付申告書の「自書申告説明会」を下表の日程で行います。これは、申告書を自分で作成する説明会で、当日会場にて提出することもできます。

公的年金等控除の改正、老年者控除の廃止に伴い、確定申告が必要になる場合がありますので、この機会をご利用ください。

所得税の確定申告について、くわしくは成田税務費 ☎ 28 5 1 5 1 (または国税庁ホームページ) <http://www.nta.go.jp>へ。

自書申告説明会

受け付ける申告	日時	会場	対象者
所得税の還付申告	2月9日(木)	市役所6階大会議室	午前9時30分～正午 年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
			午後1時～3時30分 給与所得者で医療費控除の申告をする人(年末調整済み)
	2月10日(金)	市役所6階大会議室	午前9時30分～正午 年金のみまたは給与と年金が両方あり、住宅借入金等特別控除以外の理由で還付申告をする人
			午後1時～3時30分 給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人(年末調整済み)



2月19日(日)と2月26日(日)にも受け付けします!

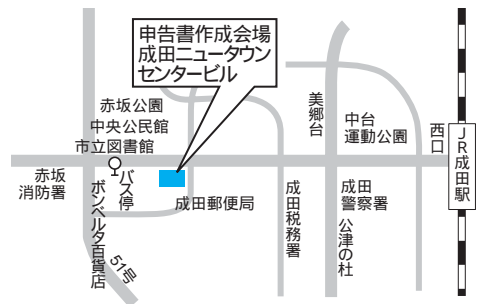
成田税務署から「特設会場」設置のお知らせ

成田税務署では、成田ニュータウンセンタービル4階に特設会場を設け、確定申告などの作成相談を行います。

- 会場：成田ニュータウンセンタービル(下図参照)
- 確定申告書の提出・納期限
- 所得税・贈与税 3月15日(水)
- 個人消費税 3月31日(金)

会場のご案内

○交通手段＝特設会場には駐車場がありませんので、電車・バスなどをご利用ください。
JR成田駅西口 千葉交通バス 番乗り場で、ボンベルタバス下車、徒歩3分



市・県民税申告、所得税申告のときに必要なもの

印鑑(ゴム製のものを除く)
給与所得者と年金所得者：源泉徴収票の原本(コピーは不可)
事業をしている人：収入や支出が分かるもの
医療費控除を受ける人：源泉徴収票の原本、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの



社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除を受ける人：支払い金額の確認できるもの、または証明書

障害者控除を受ける人：障害者手帳など
住宅借入金等特別控除を受ける人：平成17年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票本人のもの、金融機関の残高証明書、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書の写しも必要など)
所得税の還付を受ける人：申告者本人の預・貯金口座への振り込みとなるので、それらの種類や口座番号を分かるようにすること

郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。

市・県民税申告
〒286 8585
成田市役所 税務課

確定申告
〒286 8501
成田税務署
加良部1 15